

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構（以下「機構」という。）定款第54条第4項の規定に基づき、機構の事務局組織、職制及び職員の職務等に関して必要な事項を定め、事務局における事務の適正な運営を図ることを目的とする。

第2章 組 織

(組織)

第2条 事務局に、総務部、企画部、事業部、研究部、情報管理部を置く。

2 各部の所掌事務は、別表1に定める。

第3章 職 制

(職員等)

第3条 事務局に次に掲げる職員を置く。

- 一 事務局長
- 二 部長
- 三 課長
- 四 係長
- 五 主任
- 六 チームリーダー

- 2 事務局に事務局次長を置くことができる。
- 3 部に部長代理を置くことができる。
- 4 課に課長補佐を置くことができる。
- 5 理事長は、前4項以外の職制を定めることができる。

第4章 職 責

(職員の職務)

第4条 事務局長は、理事長及び副理事長の命を受けて、事務局の事務を統括し、事務局の職員を指揮監督する。

- 2 事務局次長は、事務局長を補佐して事務局の事務を整理する。
- 3 部長は、理事長、副理事長及び事務局長の命を受け、担当する部の事務を統括する。
- 4 部長代理は、部長を補佐して部の事務を整理し、部長が不在のときはその職務を代理し、部長が欠員のときはその職務を行なう。
- 5 課長は、部長の命を受けて、課の事務を統括する。
- 6 課長補佐は、課長を補佐して課の事務を処理する。
- 7 係長、主任及びチームリーダーは、上司の命を受けて、担当する事務を処理する。（職員の任免及び職務の指定）

第5条 職員の任免は、理事長が行う。但し、事務局長の任免は、理事長が理事会の決議を経て行う。

2 職員の職務は、理事長が指定する。

第5章 事務処理

(文書による処理)

第6条 事務の処理は、文書によって行うことを原則とする。

(事務の決裁)

第7条 事務は、原則として担当者が文書によって立案し、課長、部長、事務局長を経て、副理事長及び理事長の決裁を受けて実施する。

(緊急を要する事務の決裁)

第8条 緊急を要する事務で重要でないものは、部長の決裁によって処理することができる。ただし、この場合においては、部長は、速やかに事務局長、副理事長及び理事長の承認を得なければならない。

(代理決裁) 第9条 決裁を行う者が不在のときは、別表2の区分により代理決裁をすることができる。

2 前項の規定により代理決裁した者は、軽微なものを除き速やかに決裁者に報告しなければならない。

(細則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年5月1日から施行する。

別表 1 事務分掌（第 2 条関係）

部 名	課 名	所 掌 事 務
総 務 部	総務課	(1) 総会及び理事会に関すること。
		(2) 登記及び諸届に関すること。
		(3) 定款及び諸規程の制定及び改廃に関すること。
		(4) 役職員の人事，労務及び福利厚生に関すること。
		(5) 委員等の委嘱等に関すること。
		(6) 広報に関すること。
		(7) その他他の部，課等の所掌に属しないこと。
	会計課	(1) 財務及び会計に関すること。
		(2) 役職員の給与に関すること。
		(3) 事務所に関すること。
企 画 部	企画課	(1) 広報に関すること。
		(2) 国際化に関すること。
		(3) 賛助会員・寄附金に関すること。
		(4) 関係機関との連携・調整に関すること。
		(5) 職員人事評価の取りまとめに関すること。
事 業 部	事業課	(1) 共用試験の実施等に関すること。
		(2) 共用試験に係る委員会に関すること。
		(3) 共用試験に係る研修等に関すること。
研 究 部	—	(1) 共用試験の評価等に関すること。
		(2) 共用試験の調査研究に関すること。
情報管理部	システム課	(1) システム及びデータベースの管理等に関すること。
		(2) DX の推進等に関すること。
		(3) システムの開発・改修等に関すること。
	業 務 課	(1) 認定証及び合格証の発行等に関すること。
		(2) ネットワークの管理等に関すること。
		(3) 情報セキュリティに関すること。
		(4) CBT システムの運用等に関すること。
		(5) OSCE 及び PX システムの運用等に関すること。

別表 2 文書の代理決裁者（第 9 条関係）

決 裁 者	代理決裁者
理事長	事務局長
副理事長	事務局長
事務局長	総務部長
総務部長	総務課長
企画部長	企画課長
事業部長	事業課長
研究部長	研究部長代理
情報管理部長	業務課長